

件名

特別金融商品取引業者及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件の一部を改正する  
件

○金融庁告示第 号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十七条の五第一項の規定に基づき、特別金融商品取引業者及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件（平成二十二年金融庁告示第二百二十八号）の一部を次のように改正し、令和六年三月三十一日から適用する。

令和五年 月 日

金融庁長官 栗田 照久

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>「一〇三 略」</p> <p>四 金融機関等 次に掲げるものをいう。</p> <p>「イ〇へ 略」</p> <p>ト 金融商品取引業者を子会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）<u>第二条第三号に規定する子会社をいう。</u>）とする持株会社（自己資本規制比率と類似の基準の適用を受けている者に限る。）</p> <p>「チ・リ 略」</p> <p>「五〇七十九 略」</p> <p>(連結の範囲)</p> <p>第三条 前条の連結財務諸表は、連結財務諸表規則に基づき作成するものとする。ただし、特別金融商品取引業者が銀行法<u>第十六条の二</u>第一項第一号から第十一号まで又は第十六号に掲げる会社を子会社（法第二十九条の四第四項に規定する子会社をいう。）としている</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 「同上」</p> <p>「一〇三 同上」</p> <p>四 「同上」</p> <p>「イ〇へ 同上」</p> <p>ト 金融商品取引業者を子会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）<u>第二条第一項第三号に規定する子会社をいう。</u>第三条第三項を除き、以下同じ。）とする持株会社（自己資本規制比率と類似の基準の適用を受けている者に限る。）</p> <p>「チ・リ 同上」</p> <p>「五〇七十九 同上」</p> <p>(連結の範囲)</p> <p>第三条 前条の連結財務諸表は、連結財務諸表規則に基づき作成するものとする。</p>

場合における当該子会社（以下「金融子会社」という。）については、連結財務諸表規則第五条第二項の規定を適用しないものとする。

2|| 前項の規定にかかわらず、特別金融商品取引業者が指定国際会計基準（連結財務諸表規則第九十三条に規定する指定国際会計基準をいう。）に基づき連結財務諸表の作成を行っている場合には、前条の連結財務諸表は、当該指定国際会計基準に基づき作成することができる。ただし、金融子会社については、全て連結の範囲に含めるものとする。

3|| 前二項の規定にかかわらず、特別金融商品取引業者が銀行法第十条の二第一項第五号、第五号の二又は第九号に掲げる会社を子法人等としている場合における当該子法人等については、連結の範囲に含めないものとする。

「項を削る。」

（比例連結）

第四条 金融業務を営む関連会社等（銀行法第十六条の二第一項第一

「項を加える。」

2|| 前項の規定にかかわらず、特別金融商品取引業者の子法人等が銀行法第十六条の二第一項第五号、第五号の二又は第九号に掲げる会社である場合においては、連結財務諸表規則第五条第一項の規定にかかわらず、当該子法人等（以下「保険子法人等」という。）については、連結の範囲に含めないものとする。

3|| 第一項の規定にかかわらず、特別金融商品取引業者の子会社（法第二十九条の四第三項に規定する子会社をいう。）が銀行法第十六条の二第一項第一号から第四号まで、第六号から第八号まで、第十号、第十一号又は第十三号に掲げる会社である場合においては、当該子会社（以下「金融子会社」という。）について、連結財務諸表規則第五条第二項の規定は適用しない。

（比例連結）

第四条 金融業務を営む関連会社等（銀行法第十六条の二第一項第一

号から第四号の二まで、第六号から第八号まで、第十号、第十一号又は第十六号に掲げる会社のうち関連会社等をいう。以下この条において同じ。）について、次に掲げる要件の全てを満たす場合には、第二条の算式において当該金融業務を営む関連会社等を比例連結の方法（会社の資産、負債、収益及び費用のうち当該会社に投資している特別金融商品取引業者及びその子法人等に帰属する部分を連結の範囲に含める方法をいう。次項において同じ。）により連結の範囲に含めて連結自己資本規制比率を算出することができる。

「一〇四 略」

2 前項の規定により金融業務を営む関連会社等を比例連結の方法により連結の範囲に含めて連結自己資本規制比率を算出したときは、その算出方法の使用を中断する旨をあらかじめ金融庁長官に届け出た場合を除き、これを継続して用いるものとする。

(自己資本)

第五条 特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本は、次に掲げるもの（第七号二及びホに掲げるものを除き、第三条第二項の規定により第二条の連結財務諸表を作成する場合にあつては、同項の指定国際会計基準においてこれらに相当するもの）とする。

「一〇十 略」

2 前項第七号二及びホの「長期劣後債務」とは、劣後特約付借入金（元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付された金銭の

号から第四号まで、第六号から第八号まで、第十号、第十一号又は第十三号に掲げる会社のうち関連会社等をいう。以下この条において同じ。）について、次の各号に掲げるすべての要件を満たす場合には、前条第三項の規定にかかわらず、第二条の算式において当該金融業務を営む関連会社等を比例連結の方法（会社の資産、負債、収益及び費用のうち当該会社に投資している特別金融商品取引業者及びその子法人等に帰属する部分を連結の範囲に含める方法をいう。次項において同じ。）により連結の範囲に含めて連結自己資本規制比率を算出することができる。

「一〇四 同上」

2 前項の規定により金融業務を営む関連会社等を比例連結の方法により連結の範囲に含めて連結自己資本規制比率を算出したときは、その算出方法の使用を中断する旨をあらかじめ金融庁長官に届け出た場合を除き、これを継続して用いなければならない。

(自己資本)

第五条 特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本は、次に掲げるものとする。

「一〇十 同上」

2 前項第七号二及びホの「長期劣後債務」とは、劣後特約付借入金（元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付された金銭の

消費貸借による借入金をいう。以下この条において同じ。）又は劣後特約付社債（元利金の支払について劣後の内容を有する特約が付された社債をいう。以下この条において同じ。）であつて、次に掲げる性質の全てを有するものをいう。

「一〇四 略」

3 第一項第七号ホの「短期劣後債務」とは、劣後特約付借入金又は劣後特約付社債であつて、次に掲げる性質の全てを有するものをいう。

「一〇四 略」

「4〇6 略」

（控除すべき固定資産等）

第六条 自己資本から控除すべき固定資産等は、連結貸借対照表の科目その他のもので次に掲げるもの（第三条第二項の規定により第二条の連結財務諸表を作成する場合にあつては、同項の指定国際会計基準においてこれらに相当するもの）とする。

「一〇六 略」

2 「略」

3 前項各号の借入金が二以上の資産を担保にしている借入金である場合には、当該担保となつている全ての資産について評価額（時価額又は帳簿価額のうちいずれか少ない額）の比により当該借入金を按分して第一項第一号の固定資産のみを担保にした借入金の額を算出しなければならない。

消費貸借による借入金をいう。以下この条において同じ。）又は劣後特約付社債（元利金の支払について劣後の内容を有する特約が付された社債をいう。以下この条において同じ。）であつて、次に掲げる性質のすべてを有するものをいう。

「一〇四 同上」

3 第一項第七号ホの「短期劣後債務」とは、劣後特約付借入金又は劣後特約付社債であつて、次に掲げる性質のすべてを有するものをいう。

「一〇四 同上」

「4〇6 同上」

（控除すべき固定資産等）

第六条 自己資本から控除すべき固定資産等は、連結貸借対照表の科目その他のもので次に掲げるものとする。

「一〇六 同上」

2 「同上」

3 前項各号の借入金が二以上の資産を担保にしている借入金である場合には、当該担保となつているすべての資産について評価額（時価額又は帳簿価額のうちいずれか少ない額）の比により当該借入金を按分して第一項第一号の固定資産のみを担保にした借入金の額を算出しなければならない。

〔4〕8 略

(株式リスク相当額)

第九条 〔略〕

2 〔略〕

3 第一項の一般市場リスク相当額は、全てのロング・ポジションの時価額と全てのショート・ポジションの時価額との差の絶対値に八パーセントを乗じて得た額とする。ただし、第五項に規定する場合における当該超える部分に相当する額に係るものを除く。

4 〔略〕

5 一の銘柄(指定国の代表的な株価指数を除く。)のロング・ポジション又はショート・ポジションの時価額が、全てのロング・ポジションの時価額及び全てのショート・ポジションの時価額の合計額に百分の二十を乗じて得た額を超える場合には、その超える部分に係る株式リスク相当額は、当該超える部分に相当する額に、十六パーセントを乗じて得た額の合計額とする。

(金利リスク相当額)

第十条 〔略〕

2 〔略〕

3 第一項の一般市場リスク相当額は、マチュリティ法又はデュレーション法により算出した次に掲げる額の合計額とする。

一 全てのロング・ポジションに係るリスク相当額と全てのショ

〔4〕8 同上

(株式リスク相当額)

第九条 〔同上〕

2 〔同上〕

3 第一項の一般市場リスク相当額は、すべてのロング・ポジションの時価額とすべてのショート・ポジションの時価額との差の絶対値に八パーセントを乗じて得た額とする。ただし、第五項に規定する場合における当該超える部分に相当する額に係るものを除く。

4 〔同上〕

5 一の銘柄(指定国の代表的な株価指数を除く。)のロング・ポジション又はショート・ポジションの時価額が、すべてのロング・ポジションの時価額及びすべてのショート・ポジションの時価額の合計額に百分の二十を乗じて得た額を超える場合には、その超える部分に係る株式リスク相当額は、当該超える部分に相当する額に、十六パーセントを乗じて得た額の合計額とする。

(金利リスク相当額)

第十条 〔同上〕

2 〔同上〕

3 〔同上〕

一 すべてのロング・ポジションに係るリスク相当額とすべてのシ

ト・ポジションに係るリスク相当額との差の絶対値に相当する額

二 「略」

〔4～8 略〕

(金利感応度の分析の承認)

第十一条 「略」

2 「略」

3 金融庁長官は、第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

〔一・二 略〕

三 合理的な数の期間帯に分けて、全ての期間帯に格子点(金利感応度の算出に当たって用いる各取引の利回り曲線に係る基準期間をいう。次号において同じ。)を配置し、金利感応度の分析を行っていること。

四 「略」

〔4・5 略〕

(外国為替リスク相当額)

第十二条 外国為替リスク相当額は、外国為替等について、次に掲げる額の合計額に八パーセントを乗じて得た額とする。

一 通貨ごとのネット・ポジションの額(次に掲げる額の合計額をいう。 ) について、全てのロング・ポジションの額又は全てのシ

ョート・ポジションに係るリスク相当額との差の絶対値に相当する額

二 「同上」

〔4～8 同上〕

(金利感応度の分析の承認)

第十一条 「同上」

2 「同上」

3 「同上」

〔一・二 同上〕

三 合理的な数の期間帯に分けて、すべての期間帯に格子点(金利感応度の算出に当たって用いる各取引の利回り曲線に係る基準期間をいう。次号において同じ。)を配置し、金利感応度の分析を行っていること。

四 「同上」

〔4・5 同上〕

(外国為替リスク相当額)

第十二条 「同上」

一 通貨ごとのネット・ポジションの額(次に掲げる額の合計額をいう。 ) について、すべてのロング・ポジションの額又はすべて



ショート・ポジションの額のいずれか多い額

「イ」ハ 略

二 「略」

(取引先リスク相当額の算出)

第十九条 「略」

「2・3 略」

4 第一項の規定にかかわらず、次の表に掲げる取引については、当該取引の区分及び同表に掲げる原契約期間の区分に応じ、同表に定める与信相当額に前項第三号に定めるリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額を取引先リスク相当額とすることができる。

取引	原契約期間	与信相当額
「略」		
買戻条件付売買・貸借取引(貸付け)	全ての期間	「略」
売戻条件付売買・貸借取引(借入れ)	全ての期間	「略」

「5～9 略」

(基礎的リスク相当額)

第二十条 基礎的リスク相当額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 計算を行う日の属する月の前々月以前一年間の各月の営業費用(販売費、一般管理費及び金融費用(現先取引費用を除く。))を

のショート・ポジションの額のいずれか多い額

「イ」ハ 同上

二 「同上」

(取引先リスク相当額の算出)

第十九条 「同上」

「2・3 同上」

4 「同上」

取引	原契約期間	与信相当額
「同上」		
買戻条件付売買・貸借取引(貸付け)	すべての期間	「同上」
売戻条件付売買・貸借取引(借入れ)	すべての期間	「同上」

「5～9 同上」

(基礎的リスク相当額)

第二十条 「同上」

一 計算を行う日の属する月の前々月以前一年間の各月の営業費用(販売費、一般管理費及び金融費用(現先取引費用を除く。))を

いい、第三条第二項の規定により第二条の連結財務諸表を作成する場合にあつては同項の指定国際会計基準においてこれらに相当するものをいう。第二項及び第三項において同じ。）の額の合計額に四分の一を乗じて得た額

二 「略」

2 「略」

3 営業費用の計算に当たっては、次に掲げるもの（第三条第二項の規定により第二条の連結財務諸表を作成する場合にあつては、同項の指定国際会計基準においてこれらに相当するもの）を控除することができる。

「一〇六 略」

4 「略」

附則

（米国式連結財務諸表を作成している特別金融商品取引業者に関する経過措置）

第五条 第三条第一項の規定にかかわらず、特別金融商品取引業者が米国式連結財務諸表（米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法により作成した連結財務諸表をいう。）の作成を行っている場合には、当分の間、第二条の連結財務諸表は、米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法により作成することができる。ただし、金融子会社について

いう。第二項及び第三項において同じ。）の額の合計額に四分の一を乗じて得た額

二 「同上」

2 「同上」

3 営業費用の計算に当たっては、次に掲げるものを控除することができる。

「一〇六 同上」

4 「同上」

附則

「条を加える。」

<p>は、全て連結の範囲に含まれるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第三条第三項の当該子法人等については、連結の範囲に含まないものとする。</p> <p>3 第一項の規定により第二条の連結財務諸表を作成する場合における第五条第一項、第六条第一項並びに第二十条第一項第一号及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「第三条第二項」とあるのは「附則第五条第一項」と、「同項の指定国際会計基準」とあるのは「米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法」とする。</p>	<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>
---	---------------------------